

●香川県告示第167号

香川県土地改良事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年4月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県土地改良事業補助金交付規程の一部を改正する規程
 香川県土地改良事業補助金交付規程（昭和55年香川県告示第1000号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前													
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）													
事業の種類	工事費に対する補助率	事務費に対する補助率	事業の種類	工事費に対する補助率	事務費に対する補助率											
ため池等整備事業	70%以内	略	老朽ため池等整備事業	70%以内	50%以内											
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">農業用 河川工 作物応 急対策 事業</td> <td>総事業費 5,000万 円以上</td> <td>92%以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総事業費 5,000万 円未満</td> <td>82%以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	農業用 河川工 作物応 急対策 事業	総事業費 5,000万 円以上	92%以内				総事業費 5,000万 円未満	82%以内								
農業用 河川工 作物応 急対策 事業		総事業費 5,000万 円以上	92%以内													
	総事業費 5,000万 円未満	82%以内														
略			略													

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。